

2019年度版

第19回 全国障害者スポーツ大会



天皇陛下御即位記念

いきいき茨城ゆめ大会2019

第19回全国障害者スポーツ大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ

開催期間：2019(令和元)年10月12日(土)～10月14日(月・祝)

傷害保険制度のご案内

(国内旅行傷害保険)



第18回 福井しあわせ元気大会 開会式

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

I 本制度の概要は？

大会参加者（大会関係者、選手、付添人の方など）が、大会参加のために自宅を出発してから、大会を終えて自宅に戻られるまでの間の傷害事故、賠償責任事故及びご自身所有の携行品の損害を補償する制度です。

「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」が保険契約者となり、一括して引受保険会社と保険契約（国内旅行傷害保険）を締結いたしますので、個別にご契約される場合に比べ**20%割引※の保険料**でのご加入が可能です。

是非とも、加入もれのないようお手続きください。

※被保険者数（加入者数）が1,000名を超えた場合となります。

II 補償される事故は？

1. 傷害事故〔国内旅行傷害保険 普通保険約款〕

大会参加のため、自宅を出発されてから、大会を終えて自宅に戻られる間（2019年10月10日～10月16日までの期間：保険期間・ご旅行（大会参加）中に限定。）において、大会参加者が移動中の交通事故、競技中の事故、宿泊中の偶然な事故などにより死亡またはケガをされた場合に補償されます。

傷害 事故例

- 例1 宿泊地に向かう途中、交通事故にあいケガをした。
- 例2 競技中、転んでケガをした。
- 例3 宿泊施設で、階段から落ちてケガをした。

2. 賠償責任事故〔賠償責任補償特約（国内旅行特約用）〕

ご旅行（大会参加）中において、大会参加者が誤って他人のものを壊した、他人にケガをさせたなど、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償されます。

賠償 事故例

- 例1 宿泊施設の客室を誤って水浸しにした。
- 例2 通行中の人とぶつかってケガをさせた。
- 例3 誤って他人のものを壊した。

3. 携行品損害〔携行品損害補償特約（国内旅行特約用）〕

ご旅行（大会参加）中において、大会参加者自身の所有するご旅行（大会参加）中に携行している身の回り品が、偶然な事故により、破損・盗難等の被害に遭った場合に補償されます。

携行品 事故例

- 例1 ハンドバックやカメラが盗まれた。
- 例2 誤ってメガネを落として割ってしまった。
- 例3 スポーツ用品が偶然に壊れてしまった。

《注》競技中における車イスの破損は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

III 補償金額は？

保険期間：2019年10月10日～10月16日（6泊7日まで）

保険料は1名あたり 762円

補償項目（保険金額）		保険金をお支払いする場合	
傷害事故	死亡・後遺障害 保険金額	1,000万円	- 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合 - 国内旅行中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合
	入院保険金日額	10,000円	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院（180日限度）された場合
	手術保険金	①入院中に受けた手術 $\text{入院保険金日額} \times 10$ ②上記①以外の手術 $\text{入院保険金日額} \times 5$	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合
	通院保険金日額	5,000円	国内旅行中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（90日限度）された場合
賠償責任保険金額 （免責金額0円）		3,000万円	損害賠償金の額 ※事前に引受保険会社の承認が必要
携行品損害保険金額 （免責金額1事故3,000円）		50,000円	損害額－免責金額 （修理費または時価額のいずれか低い方） （3,000円）

注 記載の保険料は、被保険者が1,000名（団体割引20%適用）にて試算しております。10月2日までに被保険者の総数が1,000名未満となった場合は、保険料を変更させていただきます。

IV 補償されない主な場合は？

◆ 傷害事故 ◆

- 故意
- 自殺または犯罪、闘争行為
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 脳疾患・病気または心身喪失

など

◆ 賠償責任事故 ◆

- 故意
- 職務の遂行に起因する損害賠償
- 車両などに起因する損害賠償
- 同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する賠償責任

など

◆ 携行品損害 ◆

- 置き忘れまたは紛失
- 預貯金証書、定期券、クレジットカードの盗難
- 自然消耗・さび・単なる外観損傷

など

V 万一、事故が発生したら？

事故が発生した場合は、30日以内に裏面に記載の取扱代理店または下記までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

【受付時間：24 時間 365 日】

0120-985-024（無料）（あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター）

※おかけ間違いにご注意ください。 ※ IP 電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。

（ご注意）：あんしんサポートセンターへご連絡いただく場合には、『契約者名が、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の国内旅行傷害保険に加入』とお申し出ください。

事故発生時にご報告いただきたい項目

1. 事故発生の日時、場所は？
2. 事故発生状況・原因は？
3. 被害者の住所、氏名は？
4. 被害程度は？

VI ご加入手続き方法は？

1. 必要書類

同封の「申込明細表」に、ご加入者全員の氏名・性別・生年月日 を
ご記入の上、「申込総括書」とともに、

9月20日(金) (必着) までに福祉施設共済会へ郵送又はFAXしてください。

なお、お申込み後の変更は、10月2日(水) まで受付いたしております。

◆お申込み書の郵送又はFAX送付先◆

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
株式会社 福祉施設共済会
FAX. 03 (5466) 0882 (TEL. 03 (5466) 0881)

2. 保険料のお振込み

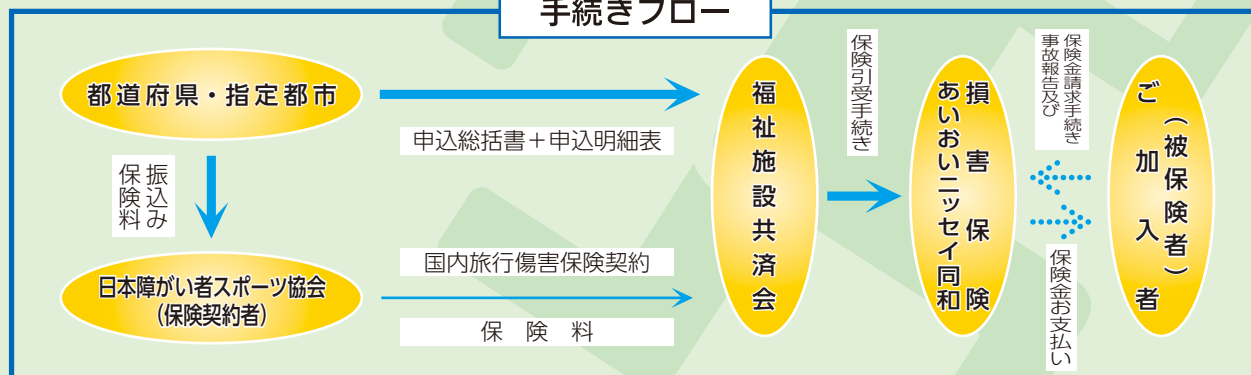
9月20日(金) (必着) までにご加入者全員分の保険料を下記口座へお振込みください。

◆保険料のお振込み先◆ 恐れ入りますが、振込手数料はご負担をお願いいたします。

ミズホギンコウ コブナチョウシデン
みずほ銀行 小舟町支店 (店番：105)
フツヨキン
普通預金 1134741

コウエキザイダンホウジン ニホンショウガイシヤスポーツキョウカイ ホジョグチ

手続きフロー



お問い合わせ先

(取扱代理店) **株式会社 福祉施設共済会**
(担当：福澤／菅井)
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷1-5-6
SEMPOSビル
TEL. 03 (5466) 0881 FAX. 03 (5466) 0882

(引受保険会社) **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**
広域法人開発部営業第一課
〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL. 03 (6734) 9608 FAX. 03 (6734) 9609

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

(担当：岩坪)

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6 ユニゾ水天宮ビル3階

TEL. 03 (5939) 7021 FAX. 03 (5641) 1213

このパンフレットは「国内旅行傷害保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

(2019年8月承認) A19-101810